

# 特別管理産業廃棄物「廃水銀等」について

## ○特別管理産業廃棄物であるもの

### 1. 廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、次の①又は②に該当するもの）

#### ① 次に掲げる施設において生じたもの（ただし、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く）

- 一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
- 二 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 三 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設  
測定機器の例：ポロシメータ
- 五 国又は地方公共団体の試験研究機関
- 六 大学及びその附属試験研究機関
- 七 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場所
- 八 農業、水産又は興業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 九 保健所
- 十 検疫所
- 十一 動物検疫所
- 十二 植物防疫所
- 十三 家畜保健衛生所
- 十四 検査業に属する施設
- 十五 商品検査業に属する施設
- 十六 臨床検査業に属する施設
- 十七 犯罪鑑識施設

#### ② 水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

例：水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん・燃え殻・汚泥等又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀

### 2. 1に該当する「廃水銀等」を処分するために処理したもの（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さは除く）

## ○施行日

- ・平成28年4月1日
- ・朱書き部分（1の①の八～十七の追加、1の②の修正）は平成29年10月1日